

令和 8 年 7 月 2 2 日
防衛大学校開校記念祭
委 託 売 店 委 員 会

公 告

防衛大学校令和 8 年度開校記念祭における臨時売店の設置及び経営を行う
業者の募集について

神奈川県横須賀市走水 1 丁目 1 0 番 2 0 号に所在する防衛大学校内において実施される
令和 8 年度開校記念祭における臨時売店の設置及び経営を行う業者について、次のとおり
募集します。

1 応募資格

- (1) 令和 7 ・ 8 ・ 9 年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」又は「役務の提供等」の D 等級以上若しくは同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

2 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

3 募集業種

(1) 【企画】三浦半島グルメフェス

(横須賀市や三浦半島にゆかりのある飲食物の販売)

(2) 上記以外の飲食物(酒類を除く)の販売

(3) 土産物(自衛隊グッズ、横須賀市名産品等)の販売

※ 三浦半島グルメフェスの概要については別添企画書のとおり。

※ 飲食物を販売する業者についてはキッチンカーでの参加可。

4 出店日時

令和8年11月7日(土)及び同年11月8日(日) 9時から16時(予定)

※ 両日ともに出店できる方のみ応募してください。

5 募集期間

令和8年7月22日(水)から同年8月21日(金)まで

6 その他

細部については、募集要領(防衛大学校ホームページに掲載)による。

7 募集要領の交付

募集要領の紙面での交付を希望する者は、下記の問い合わせ先へ募集要領を希望する旨をメール又は電話にて連絡すること。

郵送による交付を希望する場合は、宛名を記して切手180円分を貼付した返信用封筒(日本産業規格A列4番の用紙が折らずに入る大きさのもの)を送付すること。

8 問い合わせ先

所在地：〒239-8686 神奈川県横須賀市走水1丁目10番20号

担当者：防衛大学校 総務部 厚生課 國分(クニワケ)

電話：(046)841-3810(内線2203)

メール：jkanakun@nda.mod.go.jp

受付期間：令和8年7月22日(水)から同年8月21日(金)(土日祝日を除く)

9時から17時まで(13時から14時までの間を除く)